

事務連絡  
平成25年1月18日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育所・認可外保育施設指導担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

### 保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について

保育所における事故防止については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生省児童家庭局長通知）により、事故防止の徹底をしていただいているところですが、平成24年に報告のあった「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」の件数は145件（うち死亡事例18件）ありました。（参考：平成25年1月18日発表「保育施設における事故報告集計」）

子どもの安全確保は、日々の保育の基本であり、特に死亡事故はあってはならないものです。各都道府県・指定都市・中核市の保育所及び認可外保育施設指導担当者におかれては、保育所及び認可外保育施設において重篤な事故が発生することのなきよう、別紙1を参考に一層の指導の徹底をお願いいたします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、実施している災害共済給付業務で得た保育所等で発生した死亡・障害事故について、その発生場所や発生状況等が検索できるデータベースを整備しています。蓄積された事故情報を活用した研究成果についても毎年公表されていますので、事故防止にご活用ください。

<http://jpnsport.go.jp/anzen/>（4月以降：<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>）

なお、保育所および認可外保育施設における事故については、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成22年1月19日雇児保発0119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、報告をお願いしているところです。

今般、提出された報告様式の記載漏れや添付書類の不備が見受けられるため、報告様式作成時の留意事項を別紙2のとおりまとめましたので、ご留意のうえ、報告をお願いします。

**【照会先】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課在宅保育係

TEL：03-5253-1111（内線7947）

## 保育所等における事故防止のための指導事項について

### 1. 基本原理

子どもの生命の保持及び安全の確保は保育所等の責務であり、保育所保育指針の趣旨を踏まえ、事故防止・安全対策を講じること。その際、保育所保育指針解説書及び保育所における自己評価ガイドラインに示されている「子どもの健康及び安全」に関する事項を踏まえ、全職員の共通理解・共通認識の下、日々継続的に取り組むこと。

### 2. 事故防止の方法

施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化すること。

#### 【日常の安全管理】

- 乳幼児の発達の特性や発達過程を踏まえ、子どもの行動や予想される事故等を見通し、事故防止マニュアルや安全点検表を作成して、日々及び定期的に施設内外の点検を行い、安全の確保を図ること。
- 入所（利用）初期や体調不良が見られるときは、特に十分な観察と注意をすること。入所（利用）に際して、子どもの生活リズム・特性・健康状態などを保護者と話し合い、子どもの状態を把握すること。

#### 【事故防止のための職員のスキルアップや関係機関との連携】

- 子どもの思いがけない行動、あと一歩で事故になるところだったという事例（インシデント）、過去に発生した事故を記録し、事故を誘発する原因を一つひとつ明確に洗い出し分析することで、事故予防対策に活用すること。また、こうした事例を職員間で共有し、職員の安全意識を高めること。
- 地域や保育所間で、子どもの健康・安全に関わる情報等を共有するとともに、講習や研修を通して、事故防止や子どもの急変を発見した際の応急処置や救急蘇生法のスキルアップを図ること。
- 市町村の支援の下に、日頃から地域の医療機関等との連携を図り、必要な協力が得られるようにすること。
- 事故・災害発生に備え、緊急時のマニュアルを作成し、職員間で共有するとともに、定期的な訓練を実施すること。なお、避難訓練は消防署をはじめ、近隣の地域住民や家庭との連携のもとに行うこと。

### 3. 事故防止の観点

各保育所において、以下の例を参考としながら事故防止の観点を明らかにする表を作成することが望ましい。

- ① 子どもの年齢・発達とそれに伴う危険及び配慮点を明らかにする。（①）
- ② 保育室、園庭、トイレや廊下などにおける危険及び配慮点を明らかにする（②）
- ③ 子どもの遊びや活動に伴う危険及び配慮点を明らかにする（③）

## ①

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 0 歳 か ら 1 歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・睡眠時の窒息(布団がかかるとよだれかけ等のひもが絡まる等)</li> <li>・吐乳による窒息</li> <li>・小さなものや異物の誤飲</li> <li>・ベッドや椅子等からの転倒転落</li> <li>・ドアなどに手をはさむ</li> <li>・少量の水で溺れる。</li> <li>・低温火傷や脱水症</li> </ul> (・乳幼児突然死症候群SIDS) 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具とその周辺の点検</li> <li>・玩具・用具の点検(大きさ、素材、破損状態、清潔・安定感等)</li> <li>・転んだときに二次的なケガにならない環境設定</li> <li>・水まわりの点検</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に子どもを確認</li> <li>・睡眠時の観察・点検</li> <li>・仰向けに寝かせる</li> <li>・すぐに支えられる位置にいる。</li> <li>・子どもや保育士の足下に十分気をつける</li> <li>・洗面器、たらい、流し等の水をためない等の配慮</li> <li>・ミルクや沐浴の湯等の温度調節と確認</li> </ul> 等

## ②

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮点
例 保 育 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震などによる家具等の転倒</li> <li>・机や棚の角に頭や体をぶつける</li> <li>・引き出しやドアに手をはさむ</li> <li>・誤飲による窒息</li> <li>・破損した玩具によるケガ</li> <li>・子ども同士がぶつかる</li> <li>・ガラスによるケガ</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転倒防止装置</li> <li>・必要に応じて、ガード等による工夫</li> <li>・誤飲しやすいものがないかの点検</li> <li>・子どもの視線・動線を考慮した環境設定</li> <li>・シールなどを貼り、ガラスの存在が分かるよう工夫</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の安全点検と環境整備</li> <li>・子ども一人一人の居場所や他の保育士等の位置を把握</li> <li>・遊具や用具の取り扱い方を繰り返し子どもに伝えるとともに管理する(特にハサミ、ひも類、箸、歯ブラシ等)</li> </ul> 等
例 園 庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型遊具からの転倒・転落</li> <li>・子ども同士の接触や衝突</li> <li>・段差や障害物につまずいての転倒</li> <li>・蜂や毛虫による被害</li> <li>・水たまりや洗い桶などでの窒息</li> <li>・プール遊びでの事故</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型遊具とその周辺の点検</li> <li>・遊ぶ際の服装確認</li> <li>・遊びや活動の仕切りやスペースの確保</li> <li>・虫などの被害防止</li> <li>・水まわりの点検</li> <li>・プールの安全管理</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊び方やそのルールを丁寧に伝え、守れるようにする</li> <li>・遊具に引っかかりやすい形状の服装(フード、マフラーなど)は避ける</li> <li>・季節に応じた対策を講じる</li> <li>・子どもの人数確認を行う</li> <li>・水遊びの手順と役割分担を徹底する。</li> </ul> 等

③

	考えられる事故	環境整備	保育士等の配慮
例 散歩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故</li> <li>・路上での転倒</li> <li>・公園の遊具などでの転倒・転落</li> <li>・動植物によるケガや被害 (蜂にさされる、犬にかまれる、草にかぶれる、動物の糞等)</li> <li>・日射病・熱射病</li> <li>・空き缶や落ちている物を拾って口にする</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引率者、人数などの十分な体制</li> <li>・散歩経路や散歩先の公園等の状況把握</li> <li>・動植物に関する知識や対処の仕方の把握</li> <li>・帽子をかぶる</li> <li>・救急用品</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数確認・安全確認</li> <li>・保育士等の位置や子どもへの注意の促し</li> <li>・交通ルールを伝える</li> <li>・遊ぶ場所や遊具の安全確認</li> <li>・遊びのルールや遊ぶ範囲を確認し守るようにする。</li> <li>・子どもの体調の変化等に留意。水分補給する。</li> </ul> 等
例 給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咀嚼・嚥下が不十分であることによる窒息</li> <li>・食事の内容が子どもの発達に合っていないことによる窒息</li> <li>・誤飲・誤食(アレルギー児等)</li> <li>・フォークや箸などによる事故</li> <li>・椅子からの転倒</li> <li>・配膳時、鍋の汁物がこぼれ火傷する</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に合った食事内容(大きさ・固さ)</li> <li>・誤飲誤食を防ぐための表示やトレー</li> <li>・配膳環境も含めた食事環境の整備</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもと視線を合わせ食事を進め、しっかり飲み込んだかを確認。食べ物を一度に口に入れすぎないようにする。</li> <li>・栄養士等の食事の作り手も含め、職員間で食事内容に危険性はないか(子どもの発達にあった内容か、窒息の危険性はないか等)確認する。</li> <li>・アレルギー対応の把握</li> <li>・配置、動線への配慮</li> </ul> 等

報告様式作成の留意事項

- ①報告は「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）で示した様式で提出すること。
- ②死亡事故の場合は、事故発生を把握した時点で保育課宛に第一報を連絡願いたい。また、第一報として事故の詳細が判明する前に報告様式を提出した場合は、事故の詳細が判明次第、改めて報告様式一式を提出すること。なお、死亡事故に関わらず事故に関して立入調査を実施した場合は、調査結果についても提供願いたい。
- ③「入所児童数」「保育従事者数」は、事故発生時の施設全体の児童数・従事者数を記載すること。  
※事故発生時の児童数等が不明な場合は、届出等による児童数等を記載し、「届出時（○年○月時点）の人数を記載」と事故発生時の児童数等ではないことを欄外に明記すること。
- ④「病状・死因等」に、調査中（または捜査中）と記載した場合は、調査の結果等が判明次第、保育課に連絡すること。
- ⑤様式に記載されているとおり、直近の指導監査の状況を添付すること。
- ⑥報告は、「死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」について提出を求めているため、30 日以上を負傷等を全て報告するのではなく、30 日以上を負傷等のうち重篤な事故のみを報告すること。

保育所及び認可外保育施設 事故報告様式 (例)

	認可・認可外		〇〇年 〇月 〇日				
	自治体名	〇〇県〇〇市		施設名	〇〇保育園		
事故発生時の施設 全体の入所児童数 を記載	所在地	〇〇市〇山1-2-2		開設(認可)年月日	〇〇年 〇月 〇日		
	設置者	〇〇法人〇〇会		代表者名	〇〇 〇〇		
	入所児童数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
事故発生時の施設 全体の従事者数を 記載	保育従事者数	〇〇名		うち保育士	〇〇名		
	うち常勤保育従事者	〇〇名		うち常勤保育士	〇〇名		
	保育室等の面積	乳児室 〇 m <sup>2</sup>	ほふく室 〇 m <sup>2</sup>	保育室 〇 m <sup>2</sup>	遊戯室 〇 m <sup>2</sup>		
	事故発生日時	〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇〇時〇〇分頃					
睡眠中の事故は、 うつぶせ等の体勢 を必ず記載	児童年齢・性別	〇歳・ 〇ヶ月 男児		入所年月日	〇〇年 〇月 〇日		
	病状・死因等 (既往症)	溺死 既往症：気管支系の疾患			病院名	〇〇市立〇〇総合病院	
	発生時の体制	3歳児 18名		保育従事者	3名(保育士 2名)		
児童の所属クラス の体制(従事者数 等)を記載	発見時の 児童の様子	水深30cm位の足洗い用のたらいに俯せで発見。顔は青白いが、水を吐いた後、息はあった。(通常、足を洗ったら即座に水をすてるところがそのままの状態であった)					
	発生状況	時間	内 容				
	(当日登園時から の健康状況、発生 後の処置を含め、 可能な限り詳細に 記入)	8:00	母親に連れられて登園、微熱があるので薬を預かる				
		8:15	保育室内でブロック遊び				
		8:30	確認：ブロック遊び				
		8:40	他の児童と保育室を出てホールへ				
		8:50	確認：鬼ごっこ				
		9:00	散歩の準備				
		9:10	3歳児18名、保育従事者3名で散歩へ出発 2列に整列し、先頭と最後尾に保育士、中間に保育従事者				
		9:30	目的地の林に到着(虫探しなど)				
		10:30	2列に整列し園へ				
		10:50	園庭に到着 人数確認				
		10:55	4、5歳児と合流し、園庭で遊ぶ 1名の保育士はケガをした児童の治療 残りの保育士と保育従事者が園庭で観察				
		11:15	当該児童が居ないのに気づく				
		11:20	足洗い用のたらいで児童を発見 救急車を呼びながら人工呼吸				
	11:30	救急車到着 〇〇市立〇〇総合病院へ搬送					
	12:50	搬送先の病院で死亡確認					
	発生後の対応 (報道発表予定)	15時すぎ 警察による事情聴取 事故翌日17日 市が事故報告の記者会見実施(別紙公表資料参照) 保育所において保護者への説明会実施					

直近の指導監査の  
状況を添付

発生状況欄は適宜広げて記載してください。なお、直近の指導監査の状況報告があれば添付し、施設の基本情報等そちらに記載があるものは様式内の記載を省略可。